

訪問介護・総合事業（訪問型サービス）利用契約書

（以下、「ご利用者」という。）と訪問介護仁風荘こうやまち（以下、「事業者」という。）は、訪問介護・総合事業（訪問型サービス）を利用するにあたり重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者はご利用者に対し、介護保険法の趣旨にしたがって、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護・総合事業（訪問型サービス）を提供し、ご利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この利用契約期間は、令和 年 月 日からご利用者の要介護認定の有効期間終了日までとします。
- 2 契約満了の7日前までに、ご利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問介護計画、総合事業（訪問型サービス）介護計画）

事業者は、ご利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が作成した「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って「訪問介護計画（予防訪問介護計画）」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画（予防訪問介護計画）」の内容をご利用者およびそのご家族に説明、交付し同意を得ます。

第4条（訪問介護、総合事業（訪問型サービス）の内容）

- 1 ご利用者が提供を受ける訪問介護・総合事業（訪問型サービス）の内容は契約時に定めたとおりです。事業者は、契約時に定めた内容について、ご利用者およびそのご家族に説明します。但し、服薬介助、経管栄養、吸引（吸入）等の医療行為は禁止されているため行いません。
- 2 事業者は、サービス従事者をご利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画・予防訪問介護計画書に沿って訪問介護を提供します。
- 3 第2項のサービス従事者は、介護福祉士及び訪問介護員養成研修1～2級課程を修了した者です。
- 4 訪問介護計画、予防訪問介護計画書がご利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、ご利用者の了解を得てそれを訪問介護の内容とします。

第5条（サービス提供の記録作成、閲覧）

- 1 事業者は、訪問介護、総合事業（訪問型サービス）の実施ごとに、サービスの内容等を記録した訪問介護日誌を作成します。
- 2 事業者は、訪問介護個人台帳を作成することとし、この契約の終了後も5年間保管します。
- 3 事業者はご利用者またはご家族の請求がある場合には、保存するご利用者に関する訪問介護日誌を事業所の営業時間内にその事業所にて、閲覧、謄写に応じます。但し、謄写の実費を請求することがあります。

第6条（料金）

- 1 ご利用者は、サービスの対価とし利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月料金の合計額の請求書を翌月にご利用者に渡します。
- 3 ご利用者は、当月の料金の合計額を翌月に集金・振込み・自動振替いずれかの方法で支払います。
- 4 事業者は、ご利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 5 ご利用者は、居宅においてサービス従事者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、

電話の費用を負担します。

第7条（サービスの中止）

- 1 ご利用者は、事業者に対してサービス提供の24時間前までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 ご利用者がサービス実施の12時間前までに通知することにより、あるいは通知することなくサービスの中止を申し出た場合、事業者は、ご利用者に対して料金の一部を請求することができます。この料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、ご利用者に対して、1ヶ月前までに文言で通知することにより利用単位毎の料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 ご利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく契約書を作成します。
- 3 ご利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文言で通知することにより、この契約を解消することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 ご利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文言で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、ご利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解消することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して、一ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、ご利用者は文言で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業者が守秘義務に反した場合
 - ③事業者がご利用者やそのご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④事業者が解散した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①ご利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず10日以内に支払われない場合
 - ②ご利用者またはそのご家族が故意または重大な過失により、事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用を傷つけ、または著しい背信行為を行うこと等によって、この契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合（ハラスメント行為を含む）
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①ご利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ②ご利用者の要介護（要支援）認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ご利用者が死亡した場合

第10条（守秘義務）

- 1 事業者および事業者の従業員は、サービス提供をするうえで知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、ご利用者に関わるサービス担当者会議での利用等正当な理由がある場合には、事前にご利用者またはご家族の同意を得た上で、ご利用者またはご家族の個人情報を用います。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに期すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者に対してその損害を賠償します。但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約

者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

第13条（身分証携行義務）

サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時およびご利用者またはご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（苦情処理）

事業者は、その提供した訪問介護サービスに関するご利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対処するものとします。

事業所内苦情相談専用窓口	所在地	米子市紺屋町104-2
	電話番号	0859-38-1765
医療法人 養和会 法人専用苦情専用窓口 (仁風荘内)	F A X	0859-38-1766
	担当者	角 貴憲
	対応時間	営業時間内
	所在地	米子市上後藤3丁目5-1
	電話番号	0859-24-0007
	フリーダイヤル	0120-4165-34
	F A X	0859-24-6516
	対応時間	9時～17時（土・日・祝日を除く）

以下の公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます

鳥取県国民健康保険 団体連合会	所在地	鳥取市立川町6丁目176
	電話番号	0857-20-2100
	F A X	0857-29-6115
	対応時間	9時～17時（土・日・祝日を除く）
米子市長寿社会課	所在地	米子市加茂町1丁目1番地
	電話番号	0859-23-5155
	F A X	0859-23-5012
	対応時間	8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

第15条（善管注意義務）

事業者は、ご利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者をもってその業務を遂行します。

第16条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 ご利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 この契約の条項につき解釈上疑義を生じた事項およびこの契約に定めのない事項については、ご利用者およびご家族と事業者が協議のうえ誠意をもって解決する。

※本契約を証するため、本書 2 通を作成し、ご利用者と事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

<令和6年6月1日現在>

訪問介護仁風荘こうやまち 重要事項説明書

1. 医療法人 訪問介護仁風荘こうやまちの概要

(1) 事業所名・所在地及び提供できるサービスの種類と地域

名称：訪問介護仁風荘こうやまち

所在地：米子市紺屋町104-2

介護保険指定番号：3170202133

サービスの種類

○総合事業（訪問型サービス） ○訪問介護

サービスを提供する地域

○米子市のお住まいの方（地域以外の方でもご希望の方はご相談ください）

(2) 職員体制

職種	要員
管理者	1名
サービス提供責任者	1名以上
訪問介護員等	3名以上

(3) 営業日及び営業時間

○営業日：月曜日～金曜日

○営業時間：午前9時～午後6時

※上記以外時間のサービス提供も対応いたします。

2. サービス内容

(1) 身体介護

○食事介助 食事の時のお世話をします

○入浴介助 入浴のお手伝いをします

○排泄介助 おしめ交換、トイレの誘導などを行います

○清拭 体を拭き清潔にします

○体位変換 寝たきりの方の体を決まった時間に向きを変えます

○通院介助 病院と一緒にいきます（事業所の車に同乗はできません）

(2) 生活援助

*基本的に独居、高齢者世帯のみに行いますが、同居の御家族が何らかの理由により援助困難な場合はご相談に応じます。

○買い物 ○調理 ○掃除 ○洗濯 など

(3) その他

○認知症のケアと相談 ○介護相談 等

3. 訪問介護仁風荘こうやまちの特徴

米子市の中心市街地に立地しています。また月曜～日曜日・祝祭日でもご利用可能です。（担当介護支援専門員の方、当事業所管理者等にご相談ください）

当事業所は事業運営の透明性と地域貢献を検証するため、毎年度、鳥取県認可機関による第三者評価を受けております（評価結果等の詳細については事業所内に掲示しております）。

4・料金

(1) 基本料金 (昼間の対象)

【総合事業 (訪問型サービス)】

基本料金	要支援区分	1回あたりの 介護報酬	介護保険適応時の 1回あたりの自己負担額
(Ⅰ) 標準的な内容の 訪問型サービス	要支援 1・2	2,870 円	287 円
(Ⅱ) 生活援助中心 20分以上 45分未満	要支援 1・2	1,790 円	179 円
(Ⅲ) 生活援助中心 45分以上	要支援 1・2	2,200 円	220 円

※上限 3,727 単位までは介護保険内で利用可能

加算料金	1回あたりの 介護報酬	介護保険適応時の 1回あたりの自己負担額	内容
総合事業 (訪問介護サ ービス) 訪問介護初回 加算	2,000 円	200 円	初回訪問時月に訪問 又は同行訪問を行っ た場合に加算

【訪問介護】

身体介護	1回あたりの介護報酬	介護保険適応時の 1回あたりの自己負担額
20分未満	1,630 円	163 円
30分未満	2,440 円	244 円
30分～1時間未満	3,870 円	387 円
1時間～1時間30分未満	5,670 円	567 円
1時間30分以上 (30分毎)	5,670 + (820) 円 × 30 分毎	567 + (82) 円 × 30 分毎

生活援助	1回あたりの介護報酬	介護保険適応時の 1回あたりの自己負担額
20分以上 45分未満	1,790 円	179 円
45分以上	2,220 円	220 円

身体介護の後の生活援助 (上記身体介護に加算されます)	1回あたりの介護報酬	介護保険適応時の 1回あたりの自己負担額
20分以上	650 円	65 円
45分以上	1,300 円	130 円
70分以上	1,950 円	195 円

※特定事業所加算Ⅱ・・・算定要件を満たした事業所として、所定単位数の 10%が加算されます。

加算料金	1 回あたりの 介護報酬	介護保険適用時の 1 回あたりの自己負担 額	内容
訪問介護初回加算	2,000 円	200 円	初回訪問月に訪問又は 同行訪問を行った場合
緊急時訪問介護加算	1,000 円	100 円	居宅サービス計画以外 に緊急に訪問した場合
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	1,000 円	100 円	要件を満たした場合 初回から 3 ヶ月のみ
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	2,000 円	200 円	要件をみたした場合 初回から 3 ヶ月のみ
口腔連携強化加算	500 円/回	50 円/回	要件をみたした場合 1 ヶ月に 1 回のみ

認知症専門ケア加算（Ⅰ）3 単位/日

- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の 100 分の 50 以上。
- ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が 20 名未満の場合は 1 名以上、20 名以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施。
- ・ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催。

割増料金

区分	時間帯	割増料金率
早朝	(6 時～ 8 時)	基本料金の 25%増し
夜間	(18 時～22 時)	基本料金の 25%増し
深夜	(22 時～ 6 時)	基本料金の 50%増し

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・・・介護サービスに係る自己負担総額の 24.5%が加算されます。

※事業所と同一建物にお住まいの場合は所定単位数の 90%を算定いたします。

※高齢者虐待防止措置未実施事業所は単位数の 100 分の 1 に相当する単位数が減算となります。

※やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得た上で 2 人訪問した場合は 2 人分の料金となります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

(2) キャンセル料

利用予定日当日にご連絡がなく、お客様のご都合でサービスを中止する場合、キャンセル料（当該サービス利用料相当額）を頂く場合がございます。

5. 緊急時の対応法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、協力病院、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等に連絡を致します。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修等を実施しています（委員会の開催、指針整備等）。

(2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政機関に通報します。

7. サービスの継続的な提供について

当事業所では事業者である医療法人養和会と共同して感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じています。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施

(2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

また、災害発生時においてもご利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を整備しています。

8. サービス内容に関する相談・苦情担当

訪問介護仁風荘こうやまちご利用者相談・苦情担当

担当 角 貴憲 電 話：0859-38-1765

法人総合ご利用者相談・苦情窓口

フリーダイヤル

電 話：0120-4165-34

個人情報の取扱いについて

「個人情報」とは、介護記録をはじめとした諸記録や介護保険被保険者証等の個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

当事業所では、下記の目的に沿って業務上必要な範囲に限り個人情報を利用し、下記の目的以外には利用いたしません。

<介護サービスの提供に必要な事項>

- ①介護サービスの提供
- ②介護・公費負担医療に関する保険請求事務及びその委託（レセプトの提出、支払機関又は保険者からの照会への回答）
- ③厚生労働省、鳥取県などの関係行政機関等による法令に基づく照会・届出・調査・実地指導など
- ④当事業所が行う管理運営業務のうち、「会計、経理」、「介護事故の報告」、「利用者サービスの向上」など
- ⑤他医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等）との連携
- ⑥他医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等）からの照会への回答
- ⑦ご利用者への介護サービスの提供等にあたり、外部の医師等の助言・意見を求める場合
- ⑧家族等への病状説明
- ⑨その他、ご利用者への医療・介護サービス提供に関する利用
- ⑩組織体制の変更等、ご利用者への介護サービスに関するご案内
- ⑪賠償責任保険に係る、医療・介護に関する専門団体、保険会社、弁護士等への相談又は届出

<上記以外で当事業所として必要な事項>

- ① 事業所が行う管理運営業務のうち「業務の改善のための基礎資料」、「学生実習への協力等」、「職員への教育研修等」、「事例検討・研究」
- ②個人を識別できないように配慮した上での学会・研究会等への発表
- ③当事業所の管理業務のうち「外部監査機関への情報提供」
- ④サービス利用経過及び予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

契約締結日： 令和 年 月 日

(事業者)

当事業者は、訪問介護・総合事業(訪問型サービス)の提供にあたり利用者に対して契約書および重要事項説明書等に基づいて、サービス内容、重要事項および個人情報についての取扱いを説明した上、サービス利用契約を取り交わしました。

事業者住所 鳥取県米子市紺屋町 104-2
名称及び開設者 医療法人養和会 理事長 廣江 智
事業所名 訪問介護仁風荘こうやまち [事業者番号： 3170202133 号]
管理者(説明者) 角 貴憲

(利用者)

私は、契約書及び重要事項説明書等に基づいて、事業者から訪問介護・総合事業(訪問型サービス)についての重要な事項及び個人情報の取扱いに関する説明を受け、サービス利用契約に同意しました。

また、介護報酬改定や税率改定における利用料金の変更において、契約書及び重要事項説明書を再度取り交わすことなく、別紙の利用料改定表を確認し、変更事項について同意します。

ご利用者：住所 _____

氏名 _____ 代筆： _____ (続柄 _____)

(身元引受人及び連帯保証人)

身元引受人及び連帯保証人は、上記利用者の身柄に関する一切の引受けをします。また、貴事業所に対し、利用者が本契約上負担する一切の債務を極度額(限度額)100万円の範囲内で連帯して保証します。

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

※本契約における極度額(限度額)は100万円とする。